

○日司連会館管理運営規則

(目的)

第1条 この規則は、日本司法書士会連合会（以下「連合会」という。）が専用する別紙物件目録記載の日本司法書士会連合会会館（以下「日司連会館」という。）の運営に関し必要な事項を定め、もつて会館の適正円滑な管理運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則で定める会館運営とは、司法書士会館管理運営規則第2条で定める経営管理のうち連合会専用使用部分の経営管理を指す。

(日司連会館管理運営委員会の構成)

第3条 第1条の目的を達成するために日司連会館管理運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の委員は4名とし、専務理事・常務理事・総務担当常任理事・財務担当常任理事で構成するものとする。

3 委員会に、委員長1名及び副委員長1名を置き、委員長を専務理事、副委員長を常務理事とする。

4 委員会の委員の任期は、就任後の第2回目の連合会定時総会の終結のときまでとする。ただし、委員が任期の満了若しくは辞任により退任したとき又は第2項の連合会の役職を任期満了若しくは辞任により退任したときは、後任者が就任するまでその職務を行う。

(委員会の職務)

第4条 委員会は、日司連会館の経営管理に関する事務を行う。

(管理運営責任者)

第5条 日司連会館の管理運営責任者は、委員会の委員長とする。

(日司連会館の用途)

第6条 日司連会館は、次の用途に使用する。

- 地下2階 倉庫
- 地下1階 会議室・倉庫・クローク・管理人控室
- 3階 会長室・事務室・給湯室・更衣室
- 4階 事務室・会議室
- 5階 会議室
- 6階 会議室
- 8階 図書室
- 9階 クラブラウンジ

(使用目的)

第7条 日司連会館は、連合会の事務室として使用するとともに、次の目的に使用する。

- (1) 連合会の各種会合
- (2) 連合会が行う研修会、講演会

- (3) 司法書士会、ブロック会の会合
 - (4) 司法書士政治連盟、公共嘱託登記司法書士協会、司法書士国民年金基金、成年後見センター・リーガルサポート、司法書士協同組合の会合
 - (5) 前二号以外の司法書士会の会員のみにより組織される団体の会合
- 2 前項以外、次の会合のためにも使用することができる。
- (1) 国、地方公共団体又はこれに準ずる団体及び友好団体の会合
 - (2) 司法書士会の会員が加入してする会合
 - (3) 連合会会長（以下「会長」という。）が特に許可した会合
- 3 クラブラウンジは、司法書士会の会員及びその同伴者が利用できる。ただし、専用して使用しようとする場合は、許可を受けなければならない。

（使用目的の特例）

第8条 日司連会館は、前条の他に次の目的に使用する。

- (1) 東京司法書士会の事務室
- (2) 日本司法書士政治連盟の事務室
- (3) 全国公共嘱託登記司法書士協会協議会の事務室
- (4) 司法書士国民年金基金の事務室
- (5) 社団法人成年後見センター・リーガルサポートの事務室

（優先利用）

第9条 会議室利用の優先順位は、次によるものとする。

- (1) 連合会の会合
- (2) 司法書士会、ブロック会の会合
- (3) 司法書士政治連盟、公共嘱託登記司法書士協会、司法書士国民年金基金、成年後見センター・リーガルサポートの会合
- (4) 司法書士協同組合の会合
- (5) 国、地方公共団体又はこれに準ずる団体及び友好団体の会合
- (6) 司法書士会の会員が加入する団体の会合
- (7) 前各号以外の会合

（使用の申込み・許可）

第10条 前条第2号乃至第5号に掲げる団体、並びに会長が許可した者が、日司連会館を使用しようとする場合には、その責任者は、使用日の6ヶ月前から2週間前までの間に事務局に、会合の目的・人数等を別に定める様式により申込みをしなければならない。ただし、委員会の承認があつたときは申込み期日の短縮をすることができる。

- 2 前項以外の者が、日司連会館を使用しようとする場合には、その責任者は、使用日の1ヶ月前から2週間前までの間に事務局に、会合の目的・人数等を別に定める様式により申込みをしなければならない。ただし、委員会の承認があつたときは申込み期日の短縮をすることができる。
- 3 前二項の使用する権利を譲渡し、又は、転貸することはできない。
- 4 第1項又は第2項による使用申込みがあつたときは、防犯上の支障、建物汚損のおそれ、申込者又は会合の反社会性、反公共性、反公益性その他日司連会館の管理に

関する一切の事情を考慮して、その諾否を決定しなければならない。

- 5 第1項による使用申込みを承認した場合であっても、使用日の1ヶ月前までは連合会の都合により取り消すことができるものとし、連合会は一切の責任を負わないものとする。

(日司連会館維持協力金)

第11条 第7条第1項第3号又は第4号の会合、若しくは同条同項第5号の会合のうち委員会が承認した団体の会合の場合は、実費として別表第1の2に定める日司連会館維持協力金を、連合会の定める方法で納入しなければならない。ただし、委員会の承認があつたときは減免することができる。

2 第7条第1項第5号又は第2項の会合若しくは同条第3項ただし書きによる許可があつたときは、使用責任者は、実費として別表第1に定める日司連会館維持協力金の全額を、連合会の定める方法で納入しなければならない。

3 第8条による事務室の継続的使用については、実費として別表第2に定める日司連会館維持協力金を納入しなければならない。ただし、理事会の承認があつたときは減免することができる。

4 第10条第1項又は第2項による会議室等使用申込みにかかる日司連会館維持協力金は、使用の有無にかかわらず全額を納入しなければならない。予定時間内に使用が終了した場合も同様とする。ただし、日司連会館を使用しなかつたときで、特別な事情があると認められるときは、別表第3の定めるところにより、その全部又は一部を減免することができる。

5 連合会以外の者が、日司連会館を日曜日・祝祭日等に使用する場合の管理・警備費用(実費)については、使用者が負担するものとし、その納入については連合会の定める方法により行うものとする。

6 会議室等に備え置くプロジェクター・各種デッキ等の備品の使用に対し、連合会は第1項及び第2項の規定による日司連会館維持協力金の他、別途管理費用(実費)の負担を求めることができるものとする。

(使用時間)

第12条 日司連会館の貸出時間は、午前10時から午後5時までとする。ただし、会長の承認があつた場合はこの限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、第9条第2号乃至第4号及び第6号に掲げる団体に対する貸出時間は、午前10時から午後9時までとする。ただし、委員会の承認があつた場合はこの限りでない。

(使用制限)

第13条 日司連会館は、原則として平日以外は使用することができない。ただし、会長が承認したときはこの限りでない。

2 会長は、前項ただし書きの場合において、司法書士会、ブロック会から休館日の使用申込みがあつた場合は、原則として承認するものとする。

(使用の禁止)

第14条 次に該当する行為又は使用は一切禁止すると共に、事前又は事後を問わず当該行為があつたとき又はあることが予測されるときは、直ちに日司連会館の使用を

停止する。

- (1) 使用届又は、使用申込書の内容と異なる目的に使用したとき
- (2) 許可条件に違反したとき
- (3) 会合の目的等が公序良俗に反すると認められるとき
- (4) 使用時間を守らなかつたとき
- (5) 騒音、振動、臭気を伴うとき
- (6) 大量の物品を持ち込むこと
- (7) 危険物を持ち込むこと
- (8) 近隣及び他の使用者の迷惑になると認められるとき
- (9) 大量の電気水道の使用を伴うとき
- (10) 連合会の目的に反する集会等に使用したとき
- (11) その他、連合会が日司連会館の管理上不適當と認めたとき

(使用後の始末)

第15条 使用責任者は、使用後の戸締り・火気の始末等を確認した後、鍵を事務局又は管理人に返還して退出するものとする。

(損害賠償)

第16条 日司連会館の施設・設備品等を毀損・滅失若しくは汚損したときは、使用責任者は、委員会の指示に従って原状に回復し、又は、委員会の算定に従って損害を賠償するものとする。

(権限の委任)

第17条 第10条に定める日司連会館使用の承諾についての権限及び来館者の入館許可の権限は、いずれも事務局長に委任する。

(規約への委任)

第18条 駐車場の使用方法については、日司連会館使用・利用規約及び司法書士会館使用・利用規約により、定めるものとする。

2 前項の他、この規則に定めのない事項については、理事会の議決を経て、規約により定めるものとする。

(規則の改廃)

第19条 この規則の改廃は、理事会の承認を受けなければならない。

(様式制定の委任)

第20条 この規則の施行に関して必要な様式については、常任理事会の議決を経て制定し、又は改廃する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際すでに措置されている事項については、この規則により措置されたものとみなす。

会館維持協力金表

平成17年4月1日(改正)

単位 円

会議室名	定員	平日使用基本料金 (下 段 : 休 館 日 使 用 料 金)									
		1時間	2時間	3時間	4時間	5時間	6時間	7時間	8時間	9時間	10時間
5階 第1会議室 (71.52㎡)	20名	5,500	6,000	7,000	8,000	9,000	10,000	11,000	12,000	13,000	14,000
5階 第2会議室 (47.68㎡)	12名	16,000	21,000	26,000	31,000	36,000	41,000	46,000	51,000	56,000	61,000
5階 第3会議室 (47.68㎡)	12名	4,500	5,500	6,500	7,500	8,500	9,500	10,500	11,500	12,500	13,500
5階 第4会議室 (44.70㎡)	12名	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
5階 第1.第2会議室 (119.207㎡)	32名	同上	同上	6,500	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
5階 第3.第4会議室 (92.38㎡)	24名	6,000	7,000	8,500	10,000	11,500	13,000	14,500	16,000	17,500	19,000
地下1階 日司連ホール (365.72㎡)	椅子のみ 270名 机使用時 180名	18,000	23,000	28,000	33,000	38,000	43,000	48,000	53,000	58,000	63,000
9階 クアアウツ (132.53㎡)		5,500	6,500	8,000	9,500	11,000	12,500	14,000	15,500	17,000	18,500
		17,000	22,000	27,000	32,000	37,000	42,000	47,000	52,000	57,000	62,000
		41,000	47,000	53,000	59,000	65,000	71,000	77,000	83,000	89,000	95,000
		51,000	61,000	28,000	81,000	91,000	101,000	111,000	121,000	131,000	141,000
			8,000	10,000	12,000	14,000	16,000	18,000	20,000	22,000	24,000
			20,000	25,000	30,000	35,000	40,000	45,000	50,000	55,000	60,000

注：① 貸出時間は1時間を単位とし、かつ午前10時から午後8時までの間とする。

② 地下1階日司連ホールについては、使用人数が80名以下の場合は、基本料金の半額とする。

会館維持協力金表

平成17年4月1日(改正)

会議室名	定員	平日使用基本料金 (下 段 : 休 館 日 使 用 料 金)										単位 円
		1時間	2時間	3時間	4時間	5時間	6時間	7時間	8時間	9時間	10時間	
5階 第1会議室 (71.52㎡)	20名	2,000	2,500	3,000	3,500	4,000	4,500	5,000	5,500	6,000	6,500	
5階 第2会議室 (47.68㎡)	12名	1,500	2,000	2,500	2,900	3,300	3,600	3,900	4,200	4,500	4,800	
5階 第3会議室 (47.68㎡)	12名	10,000	14,000	18,000	22,000	26,000	30,000	34,000	38,000	42,000	46,000	
5階 第4会議室 (44.70㎡)	12名	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
5階 第1. 第2会議室 (119.207㎡)	32名	2,500	3,000	3,500	4,000	4,500	5,000	5,500	6,000	6,500	7,000	
5階 第3. 第4会議室 (92.38㎡)	24名	12,000	16,000	20,000	24,000	28,000	32,000	36,000	40,000	44,000	48,000	
6階 会議室 (132.25㎡)	24名	2,000	2,500	3,000	3,500	4,000	4,500	5,000	5,500	6,000	6,500	
地下1階 日司連ホール (365.72㎡)	椅子のみ 270名 机使用時 180名	11,000	15,000	19,000	23,000	27,000	31,000	35,000	39,000	43,000	47,000	
9階 クラブラウンジ (132.53㎡)		同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	

注 ① 貸出時間は1時間を単位とし、かつ午前10時から午後8時までの間とする。

② 地下1階日司連ホールについては、使用人数が80名以下の場合は、基本料金の半額とする。

別表第2

会館維持協力金（月額）

部屋名	貸出先名	金額
4階事務室(1)	全国公共嘱託登記司法書士協会協議会	95,000円
4階事務室(2)	日本司法書士政治連盟	88,000円
4階事務室(3)	東京司法書士会	119,000円
4階事務室(6)	(社) 成年後見センター・リーガルサポー	121,000円
4階事務室(8)	司法書士国民年金基金	121,000円

(金額には管理費1万円を含む)

会館維持協力金減免表

減免事由	地震台風等の天災の場合	交通スト等の人災の場合	使用当日の21日以上前に中止申出の場合	同8日から20日前に中止申出の場合
減免割合	100%	50%	80%	50%

減免事由	同7日以内に中止申出の場合	当会の責に帰すべき事由による許可取消の場合	使用者の責に帰すべき事由による許可取消の場合
減免割合	0%	100%	0%

※ 交通スト等の人災により中止した場合で、日程を変更して使用するとき、減免割合は100%とする。